

議案第 11 号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

山都町介護保険条例において、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率等を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「42,000円」を「39,312円」に改め、同項第2号中「63,000円」を「58,752円」に改め、同項第3号中「63,000円」を「59,616円」に改め、同項第4号中「75,600円」を「77,760円」に改め、同項第5号中「84,000円」を「86,400円」に改め、同項第6号中「100,800円」を「103,680円」に改め、同項第7号中「109,200円」を「112,320円」に改め、同項第8号中「126,000円」を「129,600円」に改め、同項第9号中「142,800円」を「146,880円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 164,160円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 181,440円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 198,720円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 207,360円

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「25,200円」を「24,620円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「25,200円」を「24,620円」に、「42,000円」を「41,900円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「25,200円」を「24,620円」に、

「58,800円」を「59,180円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第4条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

山都町介護保険条例(平成17年条例第101号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>63,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>63,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>75,600円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>84,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>100,800円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>109,200円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>126,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>142,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>39,312円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>58,752円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>59,616円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>77,760円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>103,680円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>112,320円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>129,600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>146,880円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>164,160円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号</u>に掲げる者 <u>181,440円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号</u>に掲げる者 <u>198,720円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号</u>に掲げる者 <u>207,360円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の</p>

規定にかかわらず、25,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,200円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,200円」とあるのは、「58,800円」と読み替えるものとする。

規定にかかわらず、24,620円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,620円」とあるのは、「41,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,620円」とあるのは、「59,180円」と読み替えるものとする。